

証券コード 3646
(発信日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月 2日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目4番地

株 式 会 社 駅 探

代表取締役社長
菊 井 健 大

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。また、電子提供措置事項については、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

当日出席されない場合は、後記しております議決権行使方法のご案内に従い、書面またはインターネットによる議決権行使をしていただきますよう、お願いいたします。

当社ウェブサイト

<https://ekitan.co.jp/ir/>

上記のウェブサイトにて「第24回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにて「銘柄名(会社名)」に「駅探」または「コード」に当社証券コード「3646」を入力・検索、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、ご覧ください。



電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求された株主様にお送りする書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は記載しておりません。なお、当該書面は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部ではありません。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）13時
※12時30分より受付開始いたします。
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ 地下2階 「クラルテ」
※資源節約のため、会場での印刷資料配付は行いません。
必要に応じて「招集ご通知」を各自持参ください。
(本年より会場が変更となっておりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
- 報告事項 1. 第24期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

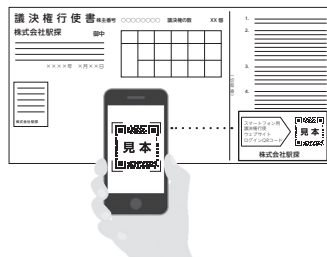
以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

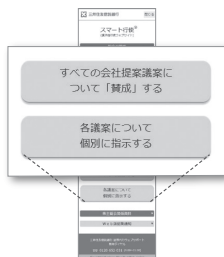
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

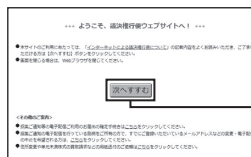
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

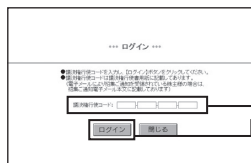
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

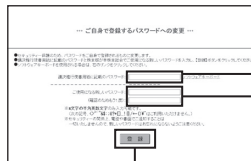
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、単年度の利益変動に左右されず安定的かつ持続的な配当を実施、DOE（株主資本配当率）3%以上とする方針です。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円00銭

配当金総額：37,836,376円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な意思決定をするために取締役1名を減員し、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性
1	きくい けんた 菊井 健大	代表取締役社長	再任
2	ふじい ともあき 藤井 知明	取締役	再任
3	しまだ れいぞう 島田 零三	取締役 管理本部長	再任
4	なりきよ こうすけ 成清 紘介	社外取締役	再任 社外 独立
5	むらた はるか 村田 晴香	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	きく い けん た 菊 井 健 大 (1981年6月2日生) 再任	2008年4月 株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラト リ(現富士通株式会社)入社 2016年1月 株式会社マーケットエンタープライズ入社 2016年8月 イナバゴム株式会社入社 2021年7月 株式会社Bold Investment入社 管理部システム担当 2024年1月 同社COO(現任) 2025年4月 君沢サンヨー株式会社 代表取締役(現任) 2025年6月 当社代表取締役社長(現任) 2025年6月 東京コンポーネント株式会社 取締役(現任)	1,260株
(取締役候補者とした理由) 菊井氏は、経営管理及びM&A経験、投資先企業に対するPMI等に関する豊富な経験や専門的知見を有しており、当社グループにおいてもグループ全体の企業価値向上をはかるべく、中期戦略策定、新規事業推進、既存事業の再編等を行っております。引き続き取締役としてグループ全体の企業価値向上に貢献できると考え、取締役候補者としております。			
2	ふじ い とも あき 藤 井 知 明 (1962年1月24日生) 再任	1985年4月 日栄証券株式会社(現SBI証券株式会社)入社 2007年12月 モーニングスター株式会社(現SBIグローバルア セットマネジメント株式会社)入社 2014年3月 高木証券株式会社入社 企業調査部長 2017年2月 あかつき証券株式会社入社 投資調査部長 2022年5月 株式会社Imperator入社 2023年12月 株式会社Bold Investment入社(現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	1,512株
(取締役候補者とした理由) 藤井氏は、約40年間にわたり企業情報の調査・分析等の業務に従事しており、企業の財務・事業に関する情報の分析に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。当社グループにおいては経営戦略及び事業戦略の策定において重要な役割を果たしており、引き続き取締役としてグループ全体の企業価値向上に貢献できると考え、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	島田 零三 (1961年12月9日生) 再任	1987年4月 奥野製薬工業株式会社入社 1989年7月 共信電気株式会社(現株式会社レスター)入社 2000年6月 ジャパンライフ株式会社入社 2003年6月 株式会社ノア入社 2004年4月 同社取締役管理本部長就任 2011年1月 東京コンポーネント株式会社入社 2011年7月 同社執行役員管理本部長就任 2011年9月 同社取締役管理本部長就任 2025年4月 同社代表取締役CEO就任(現任) 2025年6月 同社取締役 管理本部長(現任)	504株
(取締役候補者とした理由) 島田氏は、事業会社において長期間にわたりCFOを務め、上場会社における取締役としての経験も有するほか、海外での業務経験で培ったグローバルな視点や幅広い知見を有しております。当社グループにおいては管理本部長として当社グループの財務管理及びグループ管理を行っており、引き続き取締役としてグループ全体の企業価値向上に貢献できると考え、取締役候補者としております。			
4	成清 紘介 (1982年6月24日生) 再任 社外 独立	2005年4月 株式会社リクルート(旧・株式会社リクルートHRマーケティング)入社 2012年4月 PwC Japan有限責任監査法人(旧・PwCあらた監査法人)入社 2016年4月 野村証券株式会社入社 2023年11月 株式会社KIC入社 2024年9月 同社 取締役(現任) 2025年4月 株式会社イケウチ 社外監査役(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任) 2025年10月 Shinwa Wise Holdings株式会社 社外監査役(現任) 2025年11月 株式会社CaTe 社外監査役(現任)	-
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 成清氏は、公認会計士として大手監査法人における業務経験を有することに加え、税理士としての知見も有しており、会計・税務に関する豊富な経験及び専門的知見を有しております。また、証券会社においてM&Aアドバイザー業務やIPOアドバイザー業務に従事した経験も有しており、現在もM&Aアドバイザー業務やIPOコンサルティング業務を営む会社の取締役を務めるなど、M&A案件等に関する深い見識を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、引き続き当社グループの企業価値向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	むら た はるか 村田 晴香 (1981年11月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	2008年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年 4月 Paul Hastings法律事務所入所 2012年 6月 日比谷中田法律事務所入所 2016年 5月 Allen & Overy法律事務所 ロンドンオフィス (出向) 2018年 1月 日比谷中田法律事務所 パートナー 2019年 2月 三浦法律事務所入所 パートナー (現任) 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)	-
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 村田氏は、弁護士として国内外のM&Aや国際法務を専門業務とし、海外の法律事務所での業務経験も有するなど、弁護士としての幅広い経験と専門的知見を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、引き続き、当社グループの企業価値向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に会社の社外役員以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。			

- (注) 1. 菊井健大氏、島田零三氏及び藤井知明氏の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 成清紘介及び村田晴香氏は、社外取締役候補者であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員としての届出を行う予定であります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。成清紘介氏及び村田晴香氏が社外取締役に就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社取締役全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
6. 各候補者が所有する株式の数は、当期末(2026年3月31日)現在の株式数及び当社役員持株会名義で所有する持分株数(小数点未満四捨五入)を合算して記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役竹谷敬治、宗宮英恵、今井美甫の3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性
1	たなか かつみ 田中 克己	内部監査室長	新任
2	すずき りさ 鈴木 里沙 (旧姓 高橋)	—	新任 社外 独立

新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>たなか かつみ 田中 克己 (1964年2月29日生)</p> <p>新任</p>	<p>1988年4月 株式会社東芝入社 2010年5月 当社転籍 取締役コンテンツビジネス部長 2010年6月 取締役 エンジン・データ開発部管掌 2012年6月 取締役 エンジン・データ開発部、システム運用部管掌 2015年6月 当社内部監査室長(現任)</p>	-
<p>(監査役候補者とした理由) 田中氏は、当社設立時より技術開発に携わっており、2015年より内部監査室長として、当社グループの適正性について監査を行っておりました。その経験を活かし、当社監査役として経営の監査を行うことを目的とし、監査役候補者としております。</p>			
2	<p>すずき りさ 鈴木 里沙 (旧姓 高橋) (1984年11月20日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>2011年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 2011年12月 日比谷ステーション法律事務所 入所 2016年3月 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター 非常勤調査官 2018年7月 パートナーズ法律事務所 入所 2018年7月 Siam City Law Office (Bangkok,Thailand) 出向 2019年11月 株式会社sustenキャピタル・マネジメント 法務コンプライアンス本部長(コンプライアンスオフィサー) 就任 2022年8月 NR虎ノ門法律事務所 設立(現任) 2024年3月 株式会社イクヨ 社外取締役(現任) 2025年10月 デジタルアセット証券株式会社 社外取締役(現任)</p>	-
<p>(社外監査役候補者とした理由) 鈴木氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験を有しているほか、事業会社におけるコンプライアンスオフィサー経験や上場企業の社外取締役経験を有しております。法律上の豊富な知識と経験及び経営に関する知見を当社の監査に役立てていただくことを目的とし社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、職務を適切に遂行出来るものと判断しております。</p>			

- (注) 1.田中克己氏及び鈴木里沙氏は、新任の監査役候補者であります。
2.鈴木里沙氏は、社外監査役候補者であります。当社は鈴木里沙氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。各候補者が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5.当社は、当社の監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
あかつか ひろのぶ 赤塚 洋信 (1976年12月30日生)	1999年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2009年1月 小島国際法律事務所 入所 2019年5月 林総合法律事務所 入所 2026年3月 赤塚総合法律事務所 代表弁護士（現任）	—
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由)</p> <p>赤塚氏は、弁護士として企業法務に精通しているのみならず、大手銀行における勤務経験があり、法人融資や法務部における法律業務に従事し、会計・財務に関する知識も有しております。</p> <p>その知識と経験に基づく専門的な知見を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.赤塚洋信氏は補欠の社外監査役候補者であります。当社は赤塚洋信氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
- 3.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。赤塚洋信氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、当社の監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、赤塚洋信氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、多くの企業で継続的な賃上げが実施され所得環境の改善が進み、責任ある積極財政への期待から株式市場は歴史的な高水準となりました。しかし、直近では不透明なウクライナ情勢の長期化に加え中東情勢が混沌としてきており、資源価格の高騰による景気減速懸念が急速に顕在化する等、先行きの不透明感は強くなっております。さらに、世界経済においても、地政学リスクの高まりにとどまらず、米国の通商政策の動向、中国経済の減速ならびにエネルギー需給の逼迫等、不確実性の高い状況が継続しております。

一方、当社グループと関係の深い情報サービス産業においては、AI技術の進展に伴う情報化投資や導入支援が継続しており、IT・DXへの投資は活発に推移しております。

このような状況下、当社グループでは、地域軸でユーザーとサービスを繋げることを基本コンセプトとする事業構想「地域マーケティングプラットフォーム (Regional Marketing Platform)」を推進してまいりましたが、各種施策を実施する過程で、企業価値向上を迅速に進めていくためには構想の練り直し、戦略の立て直しが必要であるとの認識に至り、今後は新たな構想・戦略に基づく活動へと軸足を切り替えることを決定いたしました。具体的には強固な国内メディア基盤を活用した収益の拡大策として、継続的に各種記事を供給しながら親和性の高い商品ラインナップを拡充すること、また、蓄積した知見と深い取引実績を誇る交通・旅行業界において、各種交通データや業務処理能力を生かしたB to Bビジネスの提案と開発を進めること、さらにインバウンド需要を取り込み業績の成長軸を複数化する各種構想を推進しております。

本構想に基づく、国内メディア基盤を活用した新幹線チケット販売サービスや、地域創生の考えに沿ったコンテンツ強化によるメディア収益の拡大、MaaS (Mobility as a Service) パッケージなどの地方自治体、地域事業者向けのソリューション展開は、新たなマネタイズとして確実に収益に貢献してきております。

しかしながら、当社の主たるサービスにおいて、大手顧客に継続的に提供してきた一部情報サービスの終了に伴う売上高減少や、乗換案内有料会員の減少に起因する売上高減少は継続しており厳しい環境が続いております。当社が提供するサービスは高い技術力、正確な情報処理能力を維持する必要性があり、早急に社内の固定費を削減することが難しい中、外部への業務委託費や人材派遣費の圧縮、交代要員の採用抑制等を進めることで経費削減に努めてまいりましたが、売上高減少に伴う収益性の低下を短期間におけるコストコントロールだけで補うことはできず、ま

た、2025年3月21日に株式会社サークアの全株式を譲渡したことに伴い、同社の売上高が当連結会計年度の業績から外れたことで、前年同期と比較すると大幅な売上高減少が生じております。

また、2026年1月30日に公表した新中期経営計画も踏まえて、当社及び株式会社音生の将来キャッシュ・フローの見積りを行った結果、ソフトウェア等の無形固定資産の回収は困難であると判断し、減損損失として315,562千円の計上を行なっております。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,992,794千円（前年同期比14.5%減）、EBITDAは95,407千円（前年同期比50.5%減）、営業損失は16,844千円（前年同期は116,880千円の営業利益）、経常損失は12,103千円（前年同期は161,104千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は368,948千円（前年同期は57,923千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①モビリティサポート事業

国内メディア基盤を活用した広告収益の拡大や、MaaSパッケージの地方自治体等向けのソリューション展開に伴う収益拡大、さらにインバウンド向け事業会社との協業を進める観点から当社が提供する営業支援（飲料・食品系のナショナルクライアントから、訪日外国人向けアプリを利用したプロモーション案件を受注）による収益獲得が業績に貢献しているものの、大手顧客に継続的に提供してきた一部交通情報サービスの終了に伴う売上高減少や、乗換案内の有料会員減少に起因する売上高減少は継続しており、減収後の当連結会計年度によるセグメント売上高では固定費の負担が大きく大幅な減益となりました。

この結果、セグメント売上高は1,312,735千円（前年同期比7.8%減）、EBITDAは260,637千円（前年同期比26.1%減）、セグメント利益は191,718千円（前年同期比39.8%減）となりました。

② 広告配信プラットフォーム事業

クラウドエンジン株式会社は、生成AIや広告の自動最適化技術が急速に台頭する変化の激しい事業環境の中、売上高こそ減少したものの、新規顧客開拓におけるチャンネルの再構築を進める等、利益面では前期水準を維持しましたが、株式会社サークアの全株式を2025年3月21日に譲渡したことにより当セグメントは大幅な減収となりました。一方、損益面においては、株式会社

サークアの前連結会計年度における損失が当連結会計年度からは外れたことにより、黒字転換いたしました。

この結果、セグメント売上高は735,854千円（前年同期比30.1%減）、EBITDAは27,198千円（前年同期比318.3%増）、セグメント利益は10,442千円（前年同期は8,586千円のセグメント損失）となりました。

③M&A・インキュベーション事業

グロースアンドコミュニケーションズ株式会社は、期初における米国の関税政策の不透明感から顧客のプロジェクト入替時の業務開始遅延が一部生じたことや、採用計画を進めることで費用が増大する中、収益機会が先送りとなる等の理由により減収減益となりました。また、株式会社サイバネットにおいては、システム受託開発の主たる顧客の1社が内製方針へと舵を切ったことにより大幅な減収減益となり、株式会社アイティジェイでは、主たるパッケージソフトの運用・保守やSES事業が減収となり、さらに物価高に伴う労務費・外注費の増大により大幅な減益となりました。

この結果、セグメント売上高は953,247千円（前年同期比7.9%減）、EBITDAは91,199千円（前年同期比24.9%減）、セグメント利益は68,801千円（前年同期比30.7%減）となりました。

- (2) 設備投資等の状況
当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、100,452千円であり
ます。
その主なものは、サービス利用目的ソフトウェアの開発費用80,070千円、サーバーの増強等
16,770千円であります。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
重要な事業の譲受けはありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

これまでの当社グループの業績におきましては、ナビゲーションサービスのコモディティ化に伴うサブスクリプション有料会員の減少等により、厳しい事業環境が継続しておりました。また、過去の地域マーケティングプラットフォーム（RMP）構想において、収益化が十分なスピードで進まない構造となっていた反省を踏まえ、当社グループの強みを起点とした収益化につながりやすい事業展開が急務であると認識しております。これらの状況を打破するため、新中期経営計画に基づき、以下の施策を強力に推進してまいります。

① 早期の収益安定化と既存事業の基盤強化

安定的な収益を生み出す基盤事業において、当社が保有する技術・移動データ資産や顧客基盤を最大限に活かし、早期に収益を安定・拡大させます。B2C領域の国内メディアにおいては、独自のAIライティングプロンプトを活用して検索ニーズに即した記事を継続的に量産する体制を構築し、ユーザーと親和性の高い商品・サービスへの高効率な送客を図り、B2B領域のソリューションサービスにおいては、AIを活用したサービスラインナップの追加やシステムベンダーとの連携販売等を通じて、持続的なストック型収益基盤を強化してまいります。

② 新たな収益基盤の確立

将来の市場拡大が見込まれる領域に対し、新たな収益の柱となる次世代成長戦略を推進いたします。具体的には、継続的な成長が見込まれるインバウンド市場に向けた、多言語対応のインバウンドメディアの立ち上げをすすめるほか、「CGM（消費者生成メディア）型プラットフォーム」や「ポイントプログラム」等、人と街をつなげ、新たな価値を創出することで、既存事業との相互連携による収益拡大を図ってまいります。

③ M&A・各種提携による事業ポートフォリオ強化

当社グループの事業ポートフォリオを最適化し、非連続的な成長を実現するため、自社事業の延長線上にある業態を中心にM&Aを推進いたします。M&Aの実施にあたっては、専門家による詳細な調査（デューデリジェンス）を徹底し、想定外の債務等によるリスク回避と適切な企業評価に努めてまいります。

④ 人材の確保と育成

中期経営計画を達成するために、豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を行うとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための育成施策の実施、評価制度の改善を通じ、社員の総合的な能力を高めてまいります。

⑤ グループガバナンス体制の強化

当社グループの業容拡大に伴う業務の増大に対応して、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (2023年3月期)	第22期 (2024年3月期)	第23期 (2025年3月期)	第24期(当期) (2026年3月期)
売上高 (千円)	3,206,085	4,038,300	3,499,578	2,992,794
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	104,496	27,457	161,104	△12,103
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は純損失 (△) (千円)	89,827	△736,292	57,923	△368,948
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	17.04	△152.02	12.15	△78.09
総資産 (千円)	3,152,947	2,735,168	2,460,979	1,867,787
純資産 (千円)	2,487,974	1,700,038	1,649,543	1,216,930
1株当たり純資産 (円)	513.25	351.08	349.42	257.30

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (2023年3月期)	第22期 (2024年3月期)	第23期 (2025年3月期)	第24期(当期) (2026年3月期)
売上高 (千円)	1,561,102	1,408,508	1,337,875	1,215,573
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	135,002	△14,598	20,997	△105,603
当期純利益 又は純損失 (△) (千円)	120,376	△946,401	6,241	△420,513
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	22.83	△195.40	1.31	△89.01
総資産 (千円)	2,896,676	1,856,855	1,736,297	1,196,175
純資産 (千円)	2,624,148	1,622,021	1,522,322	1,038,494
1株当たり純資産 (円)	541.34	334.97	322.47	219.58

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ラテラ・インターナショナル	80,000千円	100.00%	旅行ガイドブック制作 旅行関連プロモーション
プラウドエンジン株式会社	40,100千円	100.00%	インターネット広告代理
株式会社音生	10,000千円	100.00%	ITソリューション事業 マーケティングツール事業
株式会社駅探I&I	10,000千円	100.00%	グループ会社への出資 グループ会社管理
グロースアンドコミュニケーションズ株式会社	20,000千円	100.00% (※)	システム受託開発・運用 システムエンジニアリング 労働者派遣
株式会社サイバネット	27,000千円	100.00% (※)	システム受託開発・運用 労働者派遣、SES ITスクール運営
株式会社アイティジェイ	9,000千円	100.00% (※)	システム受託開発・運用 ソフトウェアパッケージの 企画、開発、販売 労働者派遣

(注) 議決権比率の※印は株式会社駅探I&Iを通じた間接所有分であります。

③特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社駅探I&I	東京都千代田区麴町五丁目4番地	320,000千円	1,196,175千円

(11) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
モビリティサポート事業	乗換案内サービスの課金及び広告収益 乗換、旅行、MaaS関連サービスの法人、地方自治体向け提供 旅行ガイドブック制作、旅行関連プロモーション 等
広告配信プラットフォーム事業	インターネット媒体の広告代理、キャンペーン企画制作 マーケティングツールの提供 等
M&A・インキュベーション事業	駅探I&Iにおける投資及びその子会社によるシステム関連（開発保 守、SES等）事業 等

(12) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

①当社

本社	東京都千代田区
----	---------

②グループ会社

株式会社ラテラ・インターナショナル	東京都千代田区
プラウドエンジン株式会社	東京都千代田区
株式会社音生	愛知県名古屋市
株式会社駅探I&I	東京都千代田区
グロースアンドコミュニケーションズ株式会社	東京都台東区
株式会社サイバネット	東京都目黒区
株式会社アイティジェイ	東京都台東区

(13) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
モビリティサポート事業	40 (6) 名	2名減 (2名減)
広告配信プラットフォーム事業	23 (一) 名	一 (1名減)
M&A・インキュベーション事業	89 (14) 名	4名減 (6名増)
全社 (共通)	34 (8) 名	2名減 (2名減)
合計	186 (28) 名	8名減 (1名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。
2. 全社 (共通) は、当社エンジン開発部門及び管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70 (14) 名	5名減 (4名減)	43.7歳	8.4年

- (注) 従業員数は就業員数であり、子会社からの出向者を含んでおります。臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
朝日信用金庫	114,224千円
きらぼし銀行	42,100千円
三井住友銀行	38,790千円
名古屋銀行	4,688千円
あいち銀行	4,522千円
常陽銀行	3,750千円

- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,635,200株
- (2) 発行済株式の総数 4,729,547株（自己株式1,289,253株を除く）
- (3) 株主数 4,745名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株式会社Bold Investment	1,700,000	35.94%
渡辺 佳昭	163,000	3.44%
柿沼 佑一	120,000	2.53%
吉村 祥郎	85,200	1.80%
株式会社ライフィン24group	79,500	1.68%
一般社団法人VIP	75,000	1.58%
東海東京証券株式会社	61,700	1.30%
岡田 博之	60,000	1.26%
松井 榮藏	50,000	1.05%
株式会社SBI証券	43,040	0.91%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,289,253株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
なお、当社の株式報酬の内容につきましては事業報告「4. (5)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2026年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	菊 井 健 大	RMP事業部長 (株)Bold Investment COO 君沢サンヨー(株) 代表取締役 東京コンポーネント(株) 取締役
取 締 役	藤 井 知 明	(株)Bold Investment
取 締 役	島 田 零 三	管理本部長 東京コンポーネント(株) 代表取締役CEO
取 締 役	成 清 紘 介	(株)KIC 取締役 (株)イケウチ 社外監査役 Shinwa Wise Holdings(株) 社外監査役 (株)CaTe 社外監査役
取 締 役	宇 賀 神 崇	宇賀神国際法律事務所 代表弁護士 東京簡易裁判所民事調停官
取 締 役	村 田 晴 香	三浦法律事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	竹 谷 敬 治	
監 査 役	宗 宮 英 恵	弁護士 のぞみ総合法律事務所 テンアライド(株) 社外取締役 コロニー(株) 社外監査役 シリウスビジョン(株) 社外監査役
監 査 役	今 井 美 甫	桜花税理士法人 代表 (株)マイアカ 代表取締役 Cynosbio(株) 取締役監査等委員
監 査 役	高 橋 健 太	(株)Liberaize 代表取締役

- (注) 1. 取締役成清紘介氏、宇賀神崇氏及び村田晴香氏は社外取締役であります。
2. 監査役竹谷敬治氏、宗宮英恵氏、今井美甫氏及び高橋健太氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役成清紘介氏、宇賀神崇氏及び村田晴香氏並びに監査役竹谷敬治氏、宗宮英恵氏、今井美甫氏及び高橋健太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役竹谷敬治氏は、他社における長年の経営管理業務の経験及び監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役今井美甫氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役高橋健太氏は、公認会計士として大手監査法人における業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2)事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
金田直之	2025年6月25日	任期満了	代表取締役社長 CEO兼COO (株)Mocosuku 取締役副社長
小嶋勝也	2025年6月25日	任期満了	取締役 CFO 管理本部長 (株)サイバネット 代表取締役
森田幸史	2025年6月25日	任期満了	社外取締役 (株)プロフェッショナル・ネットワークス 顧問
松舘涉	2025年6月25日	任期満了	社外取締役 (株)アットウェア 取締役 (株)未来シェア 代表取締役 (株)函館ラボラトリ 取締役
野々村正仁	2025年6月25日	任期満了	社外取締役 (株)さんれいフーズ 社外監査役 公益財団法人しまねソフト研究開発センター

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合は法令が定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額（千円）			対象人数（名）
	基本報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	30,660 (8,310)	－ (－)	652 (－)	11 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	43,860 (21,510)	－ (－)	652 (－)	15 (10)

(注) 1. 上表には2025年6月25日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬の総額は、第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に係る費用計上額であります。

②非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等には業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬が含まれております。当社は2022年8月15日付で、取締役（社外取締役を除く）5名に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式50,400株を交付しており、当事業年度において、当社は取締役2名に対する当該譲渡制限付株式報酬に係る費用を計上しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額120百万円以内、株式数の上限を年120千株以内、業績連動型株式報酬として年額40百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬等は、基本報酬（固定報酬および評価報酬）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(1)報酬の種類

1-1. 基本報酬(金銭報酬)のうち固定報酬に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

1-2. 基本報酬(金銭報酬)のうち評価報酬に係る指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

評価報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため会社業績指標(KPI)および個人業績を反映した金銭報酬とする。各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を評価報酬として月例の固定報酬と合わせて支給する。

2. 株式報酬に係る業績指標の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、当社の中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした報酬と、短期的な事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを与えることを目的とした2種類の報酬で構成されるものとする。それぞれの報酬の対象期間と後者の業績指標については、経営戦略等を考慮し決定するものとする。

(2)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額における基本報酬と株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を考慮したうえで、代表取締役社長が決定する。

(3)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等内容の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容については、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および事業貢献度を踏まえた業績連動報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督を行うものとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門や業務内容について評価を行うには代表取締役が適していると判断しており、当事業年度においては、2025年6月25日取締役会決議において、代表取締役社長菊井健大に対し取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。また、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するために、指名・報酬諮問委員会を設置しており、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬についてその決定プロセスが取締役会で決議された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役成清紘介氏は、(株)KIC取締役、(株)イケウチ 社外監査役、Shinwa Wise Holdings(株)社外監査役及び(株)CaTe社外監査役であります。当社とそれらの会社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役宇賀神崇氏は、宇賀神国際法律事務所代表弁護士であります。同所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役村田晴香氏は、三浦法律事務所パートナーであります。同所と当社の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役宗宮英恵氏は、のぞみ総合法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。また、宗宮英恵氏はテンアライド(株)社外取締役、コロニー(株)社外監査役及びシリウスビジョン(株)社外監査役であります。当社とそれらの会社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役今井美甫氏は、桜花税理士法人代表、(株)マイアカ代表取締役及びCynosbio(株)取締役監査等委員であります。当社とそれらの会社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役高橋健太氏は(株)Liberaize代表取締役であります。当社と同社の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 成清 紘介	2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。財務会計やIR分野における、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 宇賀神 崇	2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席いたしました。法律分野における、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスについて確認をしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 村田 晴香	2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。法律分野における、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスについて確認をしております。また、当社サステナビリティ委員会委員として、当社のサステナビリティ経営についての意見をいただいております。
社外監査役 竹谷 敬治	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 他社での監査役経験やこれまでの当社の監査役としての職務経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 宗宮 英恵	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的な知識、経験及び他社取締役経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 今井 美甫	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 会計士としての専門的な知識、経験及び他社役員経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 高橋 健太	2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。 会計士としての専門的な知識、経験及び他社役員経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 33,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社及び連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているRSM汐留パートナーズ税理士法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、税務書類の作成業務について、対価を3,960千円支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び従業員は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - c. コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - d. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務部を窓口として定め、適切に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。
 - b. リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防

止する体制を整える。

- d. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - b. 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - c. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 - ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - b. 監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、取締役会、経営会議等に報告するものとする。
 - c. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
 - ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b. 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。
 - ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を

与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - b. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - c. 監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b. 総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 当社会議体の開催状況

取締役会は、原則として月1回の定時取締役会と、随時招集される臨時取締役会を開催しております。当連結会計年度においては、定時、臨時あわせて18回の取締役会が開催され、経営及び事業の監督を行うとともに、経営方針、リスク状況等について協議しております。CR委員会は、当社グループにおけるリスク評価の会議を定期的に行うほか、WEB会議ツールを用いてリスク及び内部統制上の論点についての情報共有及び意思決定を行っております。当連結会計年度においては会議開催の他社内チャットツールにおいて当社グループの事業上及び統

制上のリスクについて協議及び決定を行っております。

② グループ会社の業務適正性の確保状況

原則として月1回、子会社取締役会を開催し、子会社における業務執行状況を監督するとともに、重要な事項の決議を行っております。当社代表取締役を含む複数取締役が子会社取締役を兼務する他、当社役職員が子会社監査役を兼任することにより、子会社における業務適正性の確認を行っております。また、当社常勤取締役と子会社幹部による会議を随時行うことで業務執行状況の監督を行っております。

③ 監査役による監査の状況

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画にもとづき、経営会議やCR委員会をはじめとする重要会議に陪席しております。社外取締役及び社外監査役が業務執行取締役から事業の内容及び状況についてヒアリングをする機会を随時設けております。取締役会と同日又は前日に監査役会を開催し、取締役会議案についての協議、常勤監査役による監査状況の報告および協議を行っております。

④ 内部監査の状況

内部監査室は、年間内部監査計画にもとづき内部監査を行い、その結果について代表取締役に報告するとともに、取締役会に対して活動状況の報告を行っております。また監査役、内部監査室長及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、三様監査の実効性を高めております。

⑤ 内部通報制度の運用状況

匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全グループ社員に周知しております。

⑥ 反社会的勢力の排除の状況

新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、取引契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、単年度の利益変動に左右されず安定的かつ持続的な配当を実施、DOE（株主資本配当率）3%以上とする方針です。期末配当の決定機関は株主総会ですが、中間配当に関しては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においては定時株主総会での承認を前提に1株当たり8円00銭を期末配当として実施いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,607,190	流 動 負 債	459,747
現金及び預金	1,072,073	買掛金	152,002
売掛金及び契約資産	479,122	1年内返済予定の長期借入金	68,556
商 品	958	未払法人税等	13,073
仕 掛 品	520	賞与引当金	50,333
原材料及び貯蔵品	458	買付契約評価引当金	4,391
そ の 他	54,998	そ の 他	171,391
貸倒引当金	△941	固 定 負 債	191,109
固 定 資 産	260,597	長期借入金	139,518
有 形 固 定 資 産	11,840	資産除去債務	17,307
建 物	7,083	退職給付に係る負債	25,489
工具、器具及び備品	4,061	繰延税金負債	6,755
そ の 他	696	そ の 他	2,039
無 形 固 定 資 産	112,426	負 債 合 計	650,857
ソフトウェア	7,492	純 資 産 の 部	
顧客関係資産	19,525	株 主 資 本	1,216,900
の れ ん	85,409	資 本 金	291,956
投資その他の資産	136,329	資 本 剰 余 金	319,934
投資有価証券	2,880	利 益 剰 余 金	1,249,012
繰延税金資産	28,967	自 己 株 式	△644,002
そ の 他	105,794	その他の包括利益累計額	29
貸倒引当金	△1,313	その他有価証券評価差額金	29
資 産 合 計	1,867,787	純 資 産 合 計	1,216,930
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,867,787

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,992,794
売上原価		2,056,195
売上総利益		936,598
販売費及び一般管理費		953,443
営業外収益		16,844
受取利息	2,225	
受取配当金	90	
投資有価証券売却益	1,855	
未払配当金除斥益	291	
保険解約返戻金	1,350	
利子の補給金	176	
その他	2,119	8,108
営業外費用		
支払利息	3,367	3,367
経常損失		12,103
特別利益		
負ののれん発生益	1,739	1,739
特別損失		
固定資産除却損	10,797	
リース解約損	55	
減損	315,562	326,415
税金等調整前当期純損失		336,779
法人税、住民税及び事業税	29,769	
法人税等調整額	2,400	32,169
当期純損失		368,948
親会社株主に帰属する当期純損失		368,948

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額 合 計	
2025年4月1日残高	291,956	321,553	1,684,051	△648,398	1,649,162	380	380	1,649,543
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△66,090		△66,090			△66,090
親会社株主に帰属する 当期純損失			△368,948		△368,948			△368,948
自己株式の処分		△4,395		4,395	－			－
譲渡制限付株式報酬		2,776			2,776			2,776
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△350	△350	△350
当期変動額合計	－	△1,619	△435,038	4,395	△432,262	△350	△350	△432,613
2026年3月31日残高	291,956	319,934	1,249,012	△644,002	1,216,900	29	29	1,216,930

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	585,626	流 動 負 債	135,535
現金及び預金	374,746	買掛金	45,215
売掛金及び契約資産	174,131	未払金	21,086
前払費用	35,630	未払費用	17,123
その他	1,156	未払法人税等	6,065
貸倒引当金	△38	未払消費税等	2,524
固 定 資 産	610,549	前受金	21,108
有形固定資産	0	預り金	9,366
建物	0	前受収益	363
工具、器具及び備品	0	賞与引当金	12,681
投資その他の資産	610,549	固 定 負 債	22,145
関係会社株式	569,855	債務保証損失引当金	7,738
関係会社長期貸付金	57,000	資産除去債務	14,407
差入保証金	40,519	負 債 合 計	157,681
長期前払費用	173	純 資 産 の 部	
関係会社貸倒引当金	△57,000	株 主 資 本	1,038,494
資 産 合 計	1,196,175	資本金	291,956
		資本剰余金	317,134
		資本準備金	291,956
		その他資本剰余金	25,178
		利 益 剰 余 金	1,073,406
		その他利益剰余金	1,073,406
		繰越利益剰余金	1,073,406
		自 己 株 式	△644,002
		純 資 産 合 計	1,038,494
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,196,175

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,215,573
売上原価		839,930
売上総利益		375,643
販売費及び一般管理費		496,071
営業損失		120,428
営業外収益		
受取利息	1,595	
投資有価証券売却益	1,591	
未払配当金除斥益	291	
業務委託収入	11,055	
その他の	291	14,824
経常損失		105,603
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	31,011	
関係会社事業損失引当金戻入額	9,018	40,029
特別損失		
固定資産除却損	10,436	
減損損	288,506	
関係会社株式評価損	29,784	
関係会社貸倒引当金繰入額	23,666	352,394
税引前当期純損失		417,968
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	2,015	2,545
当期純損失		420,513

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
2025年4月1日残高	291,956	291,956	26,797	318,753	1,560,010	1,560,010	△648,398	1,522,322	1,522,322
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△66,090	△66,090		△66,090	△66,090
当 期 純 損 失					△420,513	△420,513		△420,513	△420,513
自己株式の処分			△4,395	△4,395			4,395	-	-
譲渡制限付株式報酬			2,776	2,776				2,776	2,776
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,619	△1,619	△486,604	△486,604	4,395	△483,827	△483,827
2026年3月31日残高	291,956	291,956	25,178	317,134	1,073,406	1,073,406	△644,002	1,038,494	1,038,494

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社 駅探
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 田 格 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駅探の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社 駅探
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 田 格 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駅探の2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社及び孫会社については、子会社及び孫会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社、その子会社及び孫会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株 式 会 社 駅 探 監 査 役 会

独立社外監査役(常勤) 竹 谷 敬 治

独立社外監査役 宗 宮 英 恵

独立社外監査役 今 井 美 甫

独立社外監査役 高 橋 健 太

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館 プラザエフ 地下2階 「クラルテ」



〈交通〉

J R 中央線・総武線 J R 四ツ谷駅 『麹町口』より徒歩1分
南 北 線 東京メトロ 四ツ谷駅 『出口3』より徒歩3分
丸 ノ 内 線 東京メトロ 四ツ谷駅 『出口1』より徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。